

2025年（令和7年）4月1日より

確認申請書等に添える書類が追加されます

2025年（令和7年）4月1日に全面施行される改正建築基準法・改正建築物省エネ法に合わせ、福山市では**確認申請書や完了検査申請書などに添える書類**を追加する予定としています。

福山市建築基準法施行細則に基づき追加する書類は次のとおりです。

○確認申請書に添える書類

□2025年（令和7年）4月1日以後に確認済証の交付を受けるもの

対象となる建築物	提出する書類
構造計算を行わない木造建築物 （木造戸建住宅等）※ ¹	柱の小径、必要壁量の算定の根拠となる書類 ・設計支援ツール（早見表・表計算ツール）を用いた場合の計算結果等

○完了検査申請書等に添える書類

□2025年（令和7年）4月1日以後に工事に着手するもの

対象となる建築物	提出する書類
省エネ基準への適合を確認する建築物	計算方法に応じた工事監理状況報告書 ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）※ ² ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法） ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）※ ² ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）） ・省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準） ・省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法）
木造の建築物 （地階を除く階数3以上又は延べ面積300㎡超）	・木造工事監理状況報告書（軸組工法）※ ³ ・木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）※ ³
構造計算を行わない木造建築物 （木造戸建住宅等）※ ¹	・継手又は仕口の緊結方法等を確認できる書類※ ³ 金物の仕様表及び標準図 ・確認申請時から、使用する金物の仕様の変更があった場合に必要です。

※¹ 2025年（令和7年4月1日）施行の改正後の福山市建築基準法施行規則第9条第1項第3号に規定する特定木造建築物が該当です。

（高さ16m以下の建築物のうち、階数2かつ300㎡以下及び平屋かつ200㎡超300㎡以下の木造建築物）

※² 従前様式から変更はありません。

※³ 中間検査申請書を提出する際に必要となる場合に添付する書類です。

問い合わせ先

福山市建設局建築部建設指導課（〒720-8501 福山市東桜町3番5号）

電話番号：(084) 928-1103 FAX：：(084) 928-1735

メールアドレス：kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp